双葉町への
立入りのしおり
（第12版）



令和7年11月
福島県双葉町

双葉町内への立入りにあたって

双葉町は、避難指示解除区域・立入規制緩和区域・帰還困難区域の３区域に分かれております。立入規制緩和区域・帰還困難区域への立入りの際の安全・安心確保のため、以下の点に御留意ください。

１．放射線は、身体で感じることができません。周辺に比べて放射線量が高い地点（ホットスポット）など、放射性物質による汚染の可能性を含めリスクが存在しますので、立入りの際は十分ご注意ください。

２．緊急時に連絡が取れるよう、携帯電話・スマートフォンをお持ちのうえで立入りしてください。

３．立入り時には一時立入り車両通行証（以下「通行証」と言います。）と身分証明書（運転免許証など）を携行してください。ゲートでの通行確認時に必要となります。

４．帰還困難区域への立入りにあたっては、原子力規制委員会の助言を踏まえ、個人線量計を着用するとともに、お帰りの際はスクリーニング場へ線量計等の資機材を忘れずに返却してください。

５．道路・信号の復旧状況は地域によって異なります。自動車を運転される際には十分お気をつけください。

６．貴重品などの大切なものを自宅や事業所内に残さないようにするとともに、戸締りをしっかり行ってください。なお、ご自宅等への不法侵入や盗難などが確認されたときは、警察へ届け出てください。
【届け出先：双葉警察署浪江分庁舎　☎０２４０－３４－２１４１】

７．帰還困難区域・規制緩和区域内に、以前より保管されていた飲食物は、区域からの持ち出し及び飲食しないようにお願いいたします。

８．帰還困難区域・規制緩和区域内での宿泊はできません。また、長時間の滞在はご遠慮ください。

９．帰還困難区域・規制緩和区域内での火器の使用は控えていただき、やむを得ず火を取り扱う場合には、必ず消火したことを確認してからお帰りください。

10．感電の恐れがありますので、切れた電線を発見しても近づいたり、触れたりしないでください。

11．路上などに放置されているＬＰガスボンベなどを発見した場合には、危険ですので、近寄ったり、触れたりせず、ＬＰガス販売店又は福島県一般高圧ガス協会（☎０２４－９４２－８７３１）にご連絡願います。

目　次

避難指示解除区域・立入規制緩和区域への立入り・留意点について ・・・・－1－
帰還困難区域への町民一時立入りについて（1） ・・・・－2－
帰還困難区域への町民一時立入りについて（2） ・・・・－3－
帰還困難区域への町民一時立入りについて（3） ・・・・－4－

双葉町内立入り案内図 ・・・・－5－
・・・・－6－
主要ゲート・スクリーニング場案内図 ・・・・－7－

特別通過交通制度について ・・・・－8－
双葉町内特別通過交通路線一覧 ・・・・－9－
町道101号（旧国道）及び町道109号特通路線拡大図 ・・・・－10－
国道288号・県道35号特通路線拡大図 ・・・・－11－

事業者様向け公益目的での一時立入りについて ・・・・－12－
双葉町民以外の方のお墓参りについて ・・・・－13－
双葉町内墓地経路図 ・・・・－14－

双葉町内トイレ設置箇所一覧 ・・・・－15－

連絡先一覧 ・・・・－16－

避難指示解除区域・立入規制緩和区域への立入り・留意点について

◎避難指示解除区域への立入りについて

避難指示解除区域は、通行証の所持・確認をすることなく立入りが可能です。国道２８８号等の主要道路においては、特別通過交通制度が適用されており、通行証の所持・確認をすることなく通行が可能です。

避難指示解除区域への主な立入りルートについては次の通りとなります。

５～６ページ「双葉町内立入り案内図」と合わせてご参照ください。

1. 国道6号北側（浪江町側）からの入域
2. 県道391号北側（避難指示解除区域）からの入域
3. 県道256号からの入域
4. 国道6号南側（大熊町側）からの入域
5. 国道288号からの入域
6. 県道35号から3・5を通じての入域
7. 町道101号（旧国道）及び町道109号からの入域

◎立入規制緩和区域への立入り時の留意点について

立入規制緩和区域では、通行証の所持・確認をすることなく立入ることが可能ですが、未除染区域もあることから、不要な被ばくを防ぐために不要不急の立入りは控え、長時間の滞在はご遠慮ください。宿泊もできません。

立入規制緩和区域内の道路を歩いたり清掃等のため自宅敷地内等に入る場合は、通常の服装でも可能ですが、放射性物質が皮膚に付着したり吸い込んだりする可能性があるため、長袖長ズボン、マスクの着用をお勧めします。

この区域から退域する際のスクリーニング場への立ち寄りは原則として不要ですが、持ち出し物品がある場合は、必ず最寄りのスクリーニング場で持ち出し物品のスクリーニングを行ってください。（表面汚染濃度が１３,０００cpm 以上の物品の持ち出しはできません。）

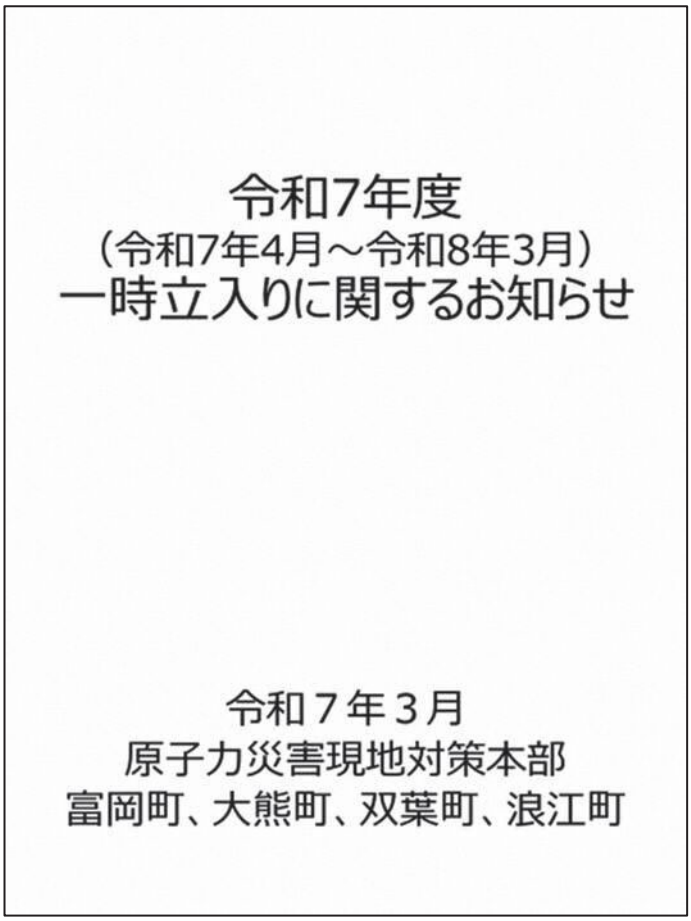
帰還困難区域への町民一時立入りについて（１）

帰還困難区域及び国道６号、県道35号、県道256号、国道288号、町道101号（旧国道）並びに町道109号の一部沿線には、バリケード等が設置され、帰還困難区域への立入り方法が**通行確認ゲート（有人ゲート）からの入退域**と、**無人バリケードからの入退域**（防犯上入退域できるバリケードは限定されます。）の２つに区分されます。

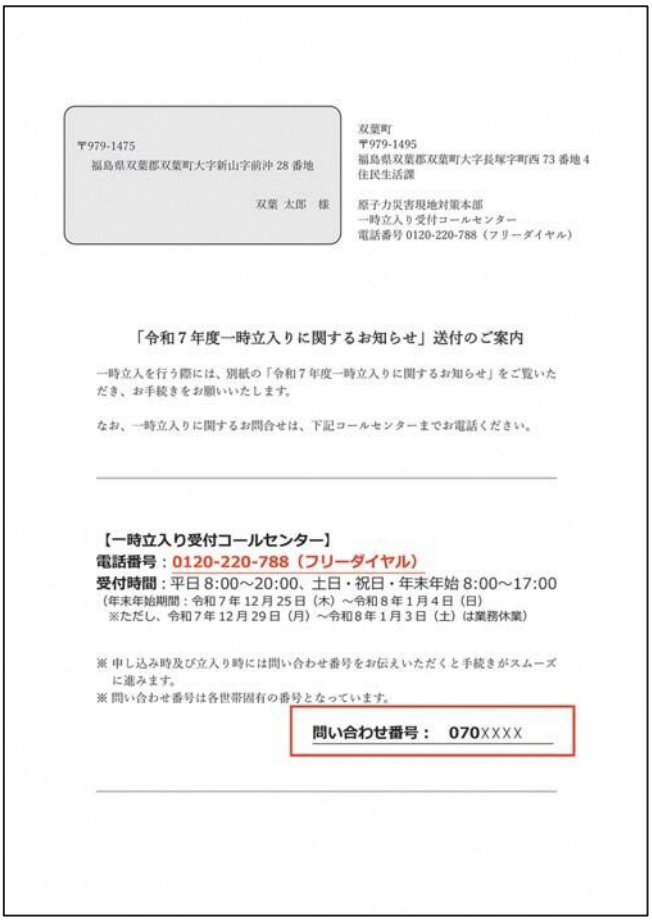
双葉町内に設置されている有人ゲートは、①山田富沢橋東ゲート、②郡山西原ゲート、③高万迫交差点東ゲート、④陣場下東ゲート、⑤鴻草高田ゲートの５ヵ所となります。

◎町民一時立入りについて

- 【送付案内文】に問い合わせ番号が記載されておりますのでご確認ください。
- コールセンターへご連絡時に問い合わせ番号をお伝えいただくと手続きがスムーズに進みます。なお、「一時立入りに関するお知らせ」には立入り実施スケジュールなどが掲載されておりますので、内容を今一度ご確認ください。


令和7年度
（令和7年4月～令和8年3月）
一時立入りに関するお知らせ

令和７年３月
原子力災害現地対策本部
富岡町、大熊町、双葉町、浪江町


〒979-1475
福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖 28 番地

双葉 太郎 様

双葉町
〒979-1495
福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西 73 番地 4
住民生活課

原子力災害現地対策本部
一時立入り受付コールセンター
電話番号 0120-220-788（フリーダイヤル）

「令和７年度一時立入りに関するお知らせ」送付のご案内

一時立入を行う際には、別紙の「令和７年度一時立入りに関するお知らせ」をご覧いただき、お手続きをお願いいたします。

なお、一時立入りに関するお問合せは、下記コールセンターまでお電話ください。

【一時立入り受付コールセンター】
電話番号：0120-220-788（フリーダイヤル）
受付時間：平日 8:00～20:00、土日・祝日・年末年始 8:00～17:00
（年末年始期間：令和７年 12 月 25 日（木）～令和８年１月４日（日）
※ただし、令和７年 12 月 29 日（月）～令和８年１月３日（土）は業務休業）

※ 申し込み時及び立入り時には問い合わせ番号をお伝えいただくと手続きがスムーズに進みます。
※ 問い合わせ番号は各世帯固有の番号となっています。

問い合わせ番号： 070XXXX

帰還困難区域への町民一時立入りについて（２）

◎一時立入受付コールセンターでの立入り申し込み（マイカーによる立入りについて）

立入り希望日前日までの受付時間内（平日8:00～20:00・土日祝日8:00～17:00）にコールセンター（☎0120-220-788）へ連絡し、下記の【必要事項】をお伝えください。

【必要事項】

①問い合わせ番号 ②世帯代表者名 ③立入り人数 ④双葉町の住所
⑤立入り希望日 ⑥立入り先
⑦車両情報（メーカー・車種・色・ナンバー）
⑧行き帰りのスクリーニング場 ⑨帯同者の有無

注）マイカー立入りの場合、通行証の事前送付はありません。お申し込みいただいたスクリーニング場で通行証が交付されます。

◎無人バリケードを通過しての立入りの場合

申し込み方法は通行確認ゲート（有人ゲート）からの立入りと同様、コールセンターへお申し込みいただきますが、無人バリケードを使用して立入ることをお伝えいただきますと、オペレーターがバリケードの場所、立入り予定時刻・退出時刻等を追加でお伺いします。立入り日当日、バリケード開閉スタッフがお伺いした立入り予定時刻に、お申し込みいただいた無人バリケード前で通行証などを確認し開錠後に立入りとなります。

なお、町からお送りしております【特別通過交通制度の適用に伴う立入り手続きについて】をご確認いただけますと、スムーズな申し込みが可能となりますのでご確認ください。

◎一時立入りＷＥＢ受付について

一時立入りの事前受付がお手持ちのパソコン・スマートフォンからでもできるようになりました。

【登録方法】

一時立入り受付のホームページにアクセスいただき、画面の案内に沿って必要事項の登録等が必要となります。

URL：https://www.ichijitachiiri.com/index.html

帰還困難区域への町民一時立入りについて（３）

◎送迎バスによる立入りについて

ＪＲ常磐線の４町（双葉・浪江・大熊・富岡）内各駅、福島県内主要駅及び福島県内の避難先を集合場所として、小型車両（最大８名まで）に乗り、１世帯ごとに運転手をつけて町内への立入りが可能な制度です。

送迎バスによる立入りを希望される場合には、立入り実施予定日の１週間前までに一時立入コールセンターへのお申し込みが必要です。

〇注意事項

- 立入り時間は最大５時間までとなります。
- １日あたり最大３台（お盆・お彼岸は最大２台）までの受付となります。
- 実施日につきましては【一時立入りに関するお知らせ】内の送迎バス立入り実施スケジュールをご確認ください。

双葉町内立入り案内図



町内スクリーニング場

◎長塚越田スクリーニング場

有人ゲート

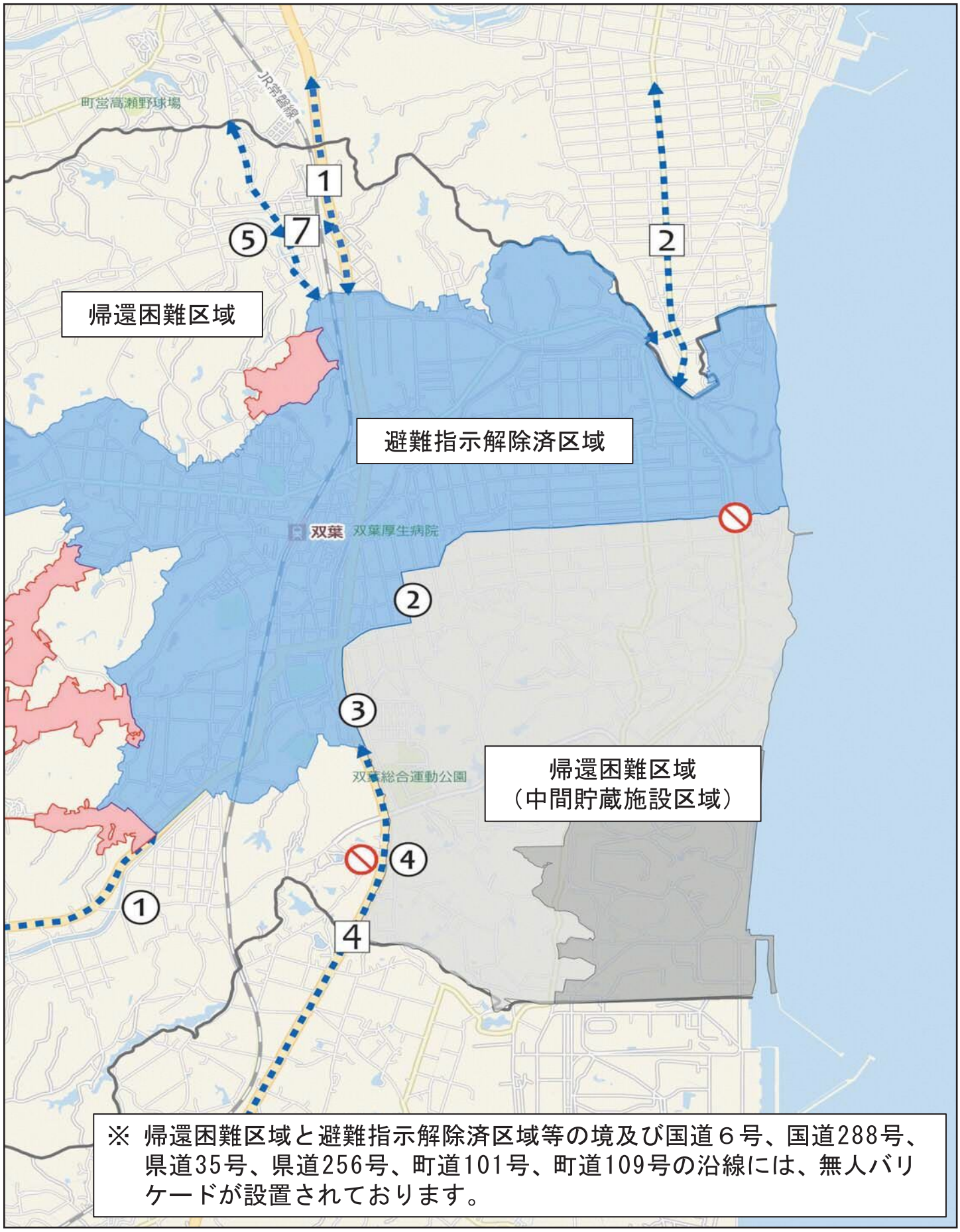
① 町道111号　山田富沢橋東ゲート
② 町道105号　郡山西原ゲート
③ 国道6号　　高万迫交差点東ゲート
④ 国道6号　　陳場下東ゲート
⑤ 町道109号　鴻草高田ゲート

避難指示解除区域立入ルート

1 国道6号北側
2 県道391号
3 県道256号
4 国道6号南側
5 国道288号
6 県道35号
7 町道101号及び町道109号

※7 **町道101号及び町道109号の詳細につきましては、P８～【特別通過交通について】をご確認ください。**

双葉町内立入り案内図


町営高瀬野球場
JR常磐線
1
7
5
2
帰還困難区域
避難指示解除済区域
双葉
双葉厚生病院
2
3
双葉総合運動公園
帰還困難区域
（中間貯蔵施設区域）
4
1
4
※ 帰還困難区域と避難指示解除済区域等の境及び国道６号、国道288号、県道35号、県道256号、町道101号、町道109号の沿線には、無人バリケードが設置されております。

主要ゲート・スクリーニング場案内図



特別通過交通制度について

◎特別通過交通制度とは

特別通過交通制度とは、被災地域の復旧・復興を図るため、帰還困難区域の主要道路を通行証の所持・確認することなく通過可能とする制度です。双葉町内で本制度が適用される路線はＰ.９に記載のとおりです。

◎特別通過交通制度を利用するにあたっての注意事項

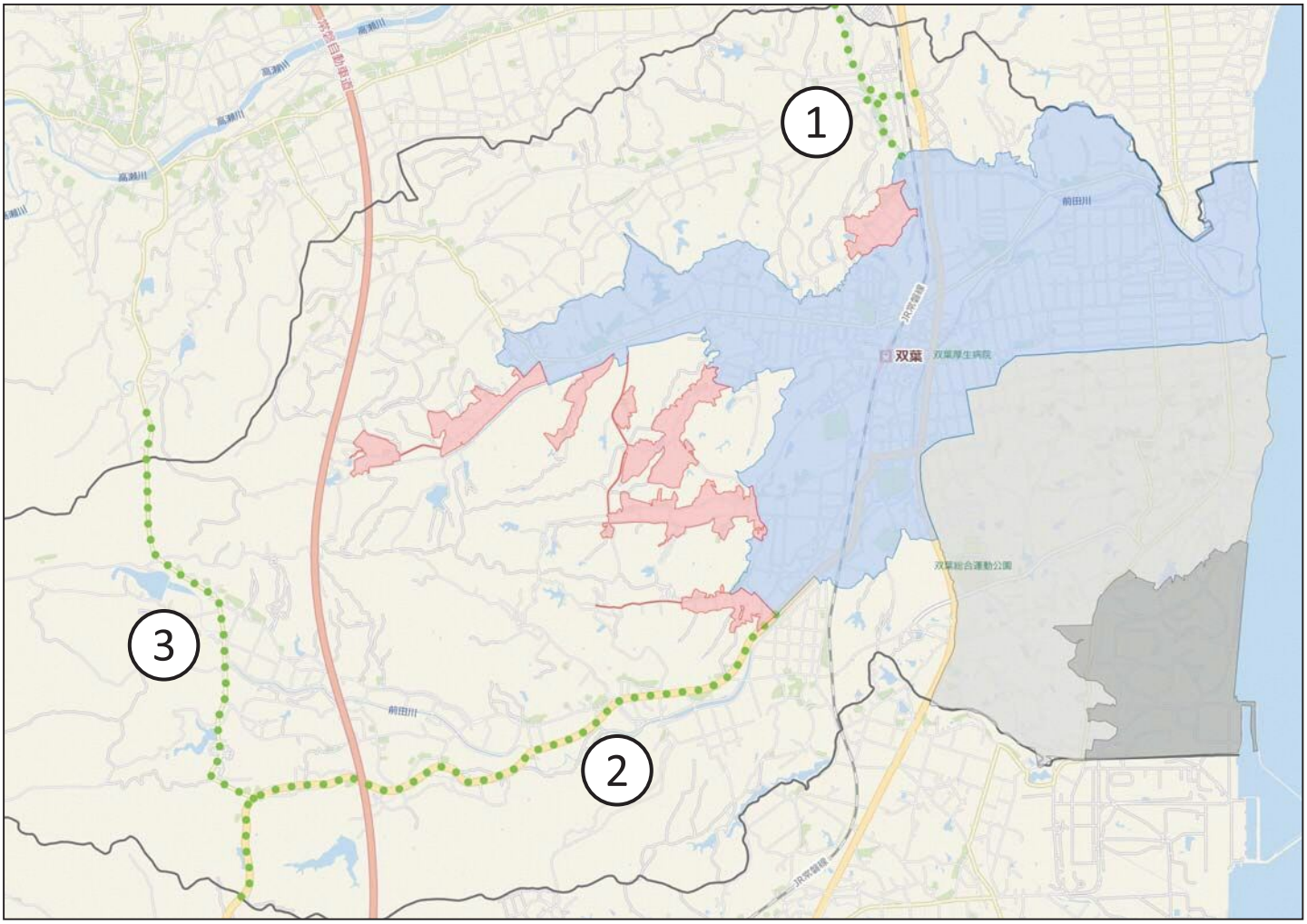
特別通過交通路線を利用するにあたって、下記事項にご注意いただきますようお願いいたします。

- 特別通過交通路線では、引き続き復旧工事を行っている箇所やイノシシ等の野生動物が道路を急に横断することがありますので、通行する際には十分注意してください。
- 特別通過交通路線はあくまで通過を目的としたものであるため、車両の駐停車は禁止となっております。
- 特別通過交通路線では、軽車両（自転車・荷車等）及び徒歩での通行はできません。
  また、路線によって自動二輪等も通行不可となりますので、Ｐ.９の町内特別通過交通路線一覧をご確認の上、通行してください。

※町道101号（旧国道）及び町道109号の一部について

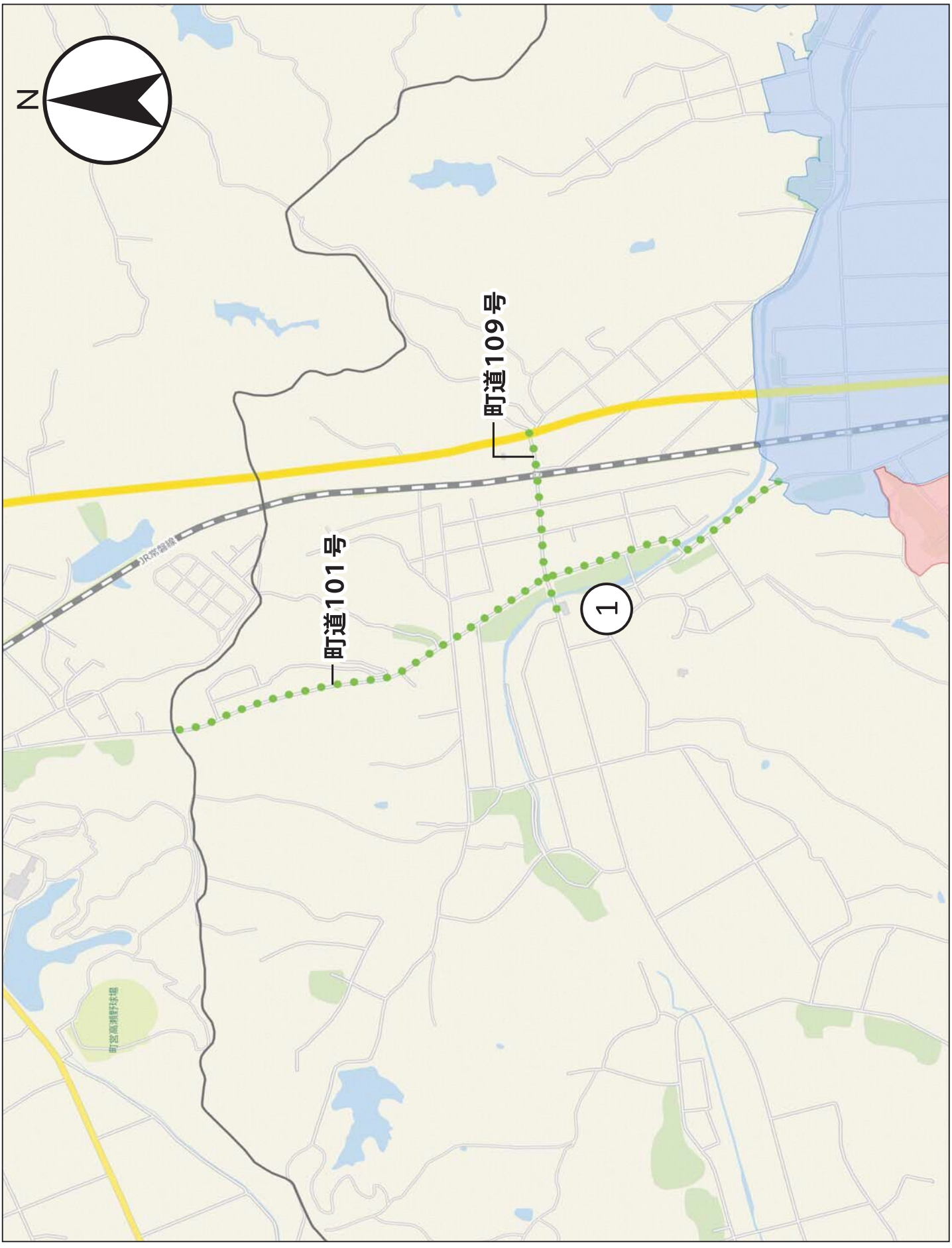
- 浪江町境ゲート、鴻草ゲート及び国道６号西側（薬師堂踏切付近）のバリケード開放時間は毎日8:00～18:00です。
- 沿線の住民の方へご案内している「特別通過交通制度の適用に伴う立入り手続きについて」を再度ご確認のうえ立入るようにしてください。
- 自動二輪、小型自動二輪及び原動機付自転車は通行できません。

双葉町内特別通過交通路線一覧

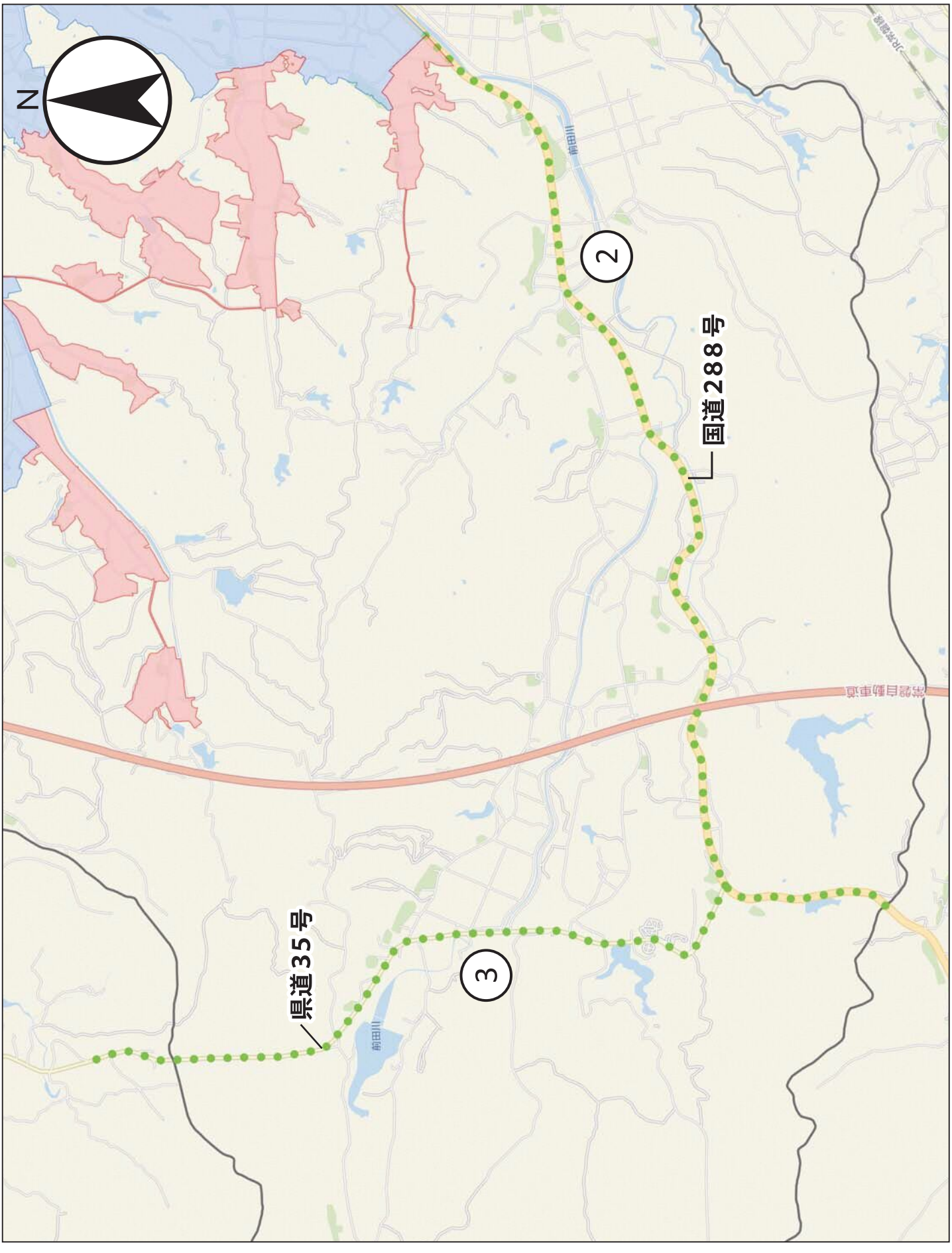


No.	対象ルート	地点	自動二輪 （中型以上）	小型自動二輪 原動機付自転車	軽車両 歩行者
①	町道101号（旧国道） 町道109号の一部沿線	浪江町境ゲート～鴻草ゲート～国道6号西側	×	×	×
②	国道288号	旧山神ゲート～旧特定復興再生拠点区域境	○	○	×
③	国道35号 （国道288号重用区間含む）	国道114号～大熊町避難指示解除区域境	○	○	×

町道101号（旧国道）及び町道109号特通路線拡大図



国道288号・県道35号特通路線拡大図



事業者様向け公益目的での一時立入りについて

特別通過交通路線(町道101号(旧国道)・町道109号の一部沿線・国道288号・県道35号)及び国道６号並びに県道256号に設置されている無人バリケードから帰還困難区域へ入域される事業者は、「双葉町バリケード開閉依頼申請書」を提出いただきます。その際は、通過バリケード番号等の確認をさせていただきますので、お手数ですが双葉町住民生活課(0240-33-0126)までご連絡ください。

※各ゲートの通過につきましては、工事や業務の内容を確認し、ゲート通過の必要性を判断しますので、工事請負契約書(写)や業務委託契約書(写)並びに工事箇所位置図等の提出をお願いいたします。

令和４年８月３０日の特定復興再生拠点区域の避難指示解除等に伴い、「帰還困難区域への公益目的の一時立入りに関する申請書」の様式も変更しておりますので、立入り予定の事業者の皆様には、新様式の申請書で申請いただくようお願いいたします。旧様式の申請書で申請いただきますと再提出となる場合がありますのでご注意ください。

新様式「帰還困難区域への公益目的の一時立入りに関する申請書」及び「双葉町バリケード開閉依頼申請書」は双葉町ホームページからダウンロードできます。



令和　年　月　日

双葉町長

法人・組織名
代表者氏名
担当者氏名
〒
住所
TEL／FAX

帰還困難区域への公益目的の一時立入りに関する申請書

私は、自らの責任において、帰還困難区域への一時立入りをしたいので、下記のとおり申請します。
また、「帰還困難区域への公益目的の一時立入りを申請される事業者の方へ（注意事項）」を確認した上で立入りを行います。

記

①立入り希望日　令和　年　月　日(　)～令和　年　月　日(　)
②立入り場所（住所等）　双葉町大字
③立入り目的・業務名

④双葉町への立入り経路（次の項目から選択して□へ✓をつけてください。）
・通行ゲート名　※注意※立入り目的地に向かう際、通行が必要な箇所のみ□へ✓をつけてください。

□ 鴻草高田ゲート	□ 郡山西原ゲート	□ 高万迫東ゲート
□ 陳場下東ゲート	□ 山田富沢橋東ゲート	

・各種バリケード　※別途、バリケード開閉依頼申請書の提出が必要となります。

□ 町道101号沿線	□ 町道109号沿線	□ 国道6号沿線	□ 国道288号沿線
□ 旧特定復興再生拠点域（旧拠点内）		□ 県道35号沿線	□ 県道256号沿線

注）通行可能ゲート及びバリケードの通行可能時間は9:00～17:00までとなります。

⑤スクリーニング場（次の候補から選択して□へ✓をつけてください。）

☑	No.	箇所名	所在地	受付時間	連絡先
□	1	津島スクリーニング場	浪江町大字下津島字松木山22-1	9:00～18:00*1	080-8014-0721
□	2	加倉スクリーニング場	浪江町大字加倉字加倉前20-1	9:00～18:00*2	070-4573-8872
□	3	長塚越田スクリーニング場	双葉町大字長塚字越田1-38	9:00～18:00	080-8014-0697
□	4	大野スクリーニング場	大熊町大字下野上字大野98-1	9:00～18:00	070-4573-8870
□	5	新夜ノ森スクリーニング場	富岡町大字本町字新夜ノ森585-1	9:00～18:00	070-2182-2662
□	6	その他の方法でスクリーニング	実施方法：		

*1津島SC場の冬期(12月1日～3月31日)の運営時間は、9:00～17:00となります。ご注意ください。
*2加倉SC場以外では、重機・特殊車両・大型車両のスクリーニング対応ができない場合がありますので、事前にお電話等でご確認ください。

双葉町記入欄	双葉町確認　□ 同意　□ 不同意	令和　年　月　日 双葉町 第　号



⑥立入者　※注意事項「６．同意事項」を確認の上、同意事項確認欄にチェックしてください。
（立入者全員について記載してください。欄が不足する際は必要事項を記入した別紙としてください。）

No.	法人・組織名	氏名	緊急連絡先（携帯番号等）	同意事項確認
1				□
2				□
3				□
4				□
5				□
6				□
7				□
8				□
9				□
10				□

⑦立入車両　※記載車両以外は、ゲートを通過することができません。(欄が不足する際は別紙としてください。)

No.	車種	色	ナンバー
1			
2			
3			
4			
5			

⑧搬出予定物品（具体的に記載してください。）
※食べ物、生き物、業務に関係のないもの、左記以外のものでもスクリーニングの結果１万３千ｃｐｍを超えたものの持ち出しはご遠慮いただいております。（欄が不足する際は別紙としてください。）

物品等の種類	数量	物品等の種類	数量

⑨放射線管理（立入りの際は、事業者責任において準備するＧＭサーベイメータ及び線量計を必ずお持ちください。）
※ＧＭサーベイメータ及び線量計の確保方法について、それぞれいずれかに印を付けてください。「その他」に印を付ける場合は、具体的な確保方法を記載してください。

ＧＭサーベイメータ	□ 自分で準備	□ その他（　）
線量計	□ 自分で準備	□ その他（　）

⑩その他　重機等の持ち込み機材や搬出予定車両がある場合は、別途任意様式をご準備ください。

双葉町民以外の方のお墓参りについて

双葉町内の帰還困難区域内のお墓にお参りされる町外の方は、お墓参り専用通行証の申請が必要です。

◎申請手続き

下記の書類を、双葉町住民生活課へお持ち込みいただくか、郵送にてご提出ください。

【提出書類】

1．双葉町内お墓参り専用通行申請書（ホームページから印刷できます。）
2．顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート等）の写し
3．墓地の場所と経路を示した地図（赤ペン等でルートを記入してください。）

※通行証の郵送等で時間を要しますので、立入りを希望する10日前までに申請書を提出してください。

◎お墓参り可能な時間及び通行ルートについて

お墓参り専用通行証が必要なお墓への立入り時間帯は9:00～16:00までとなっております。なお、お墓参り専用通行証となっておりますので、帰還困難区域内での寄り道等はご遠慮くださいますようお願いいたします。

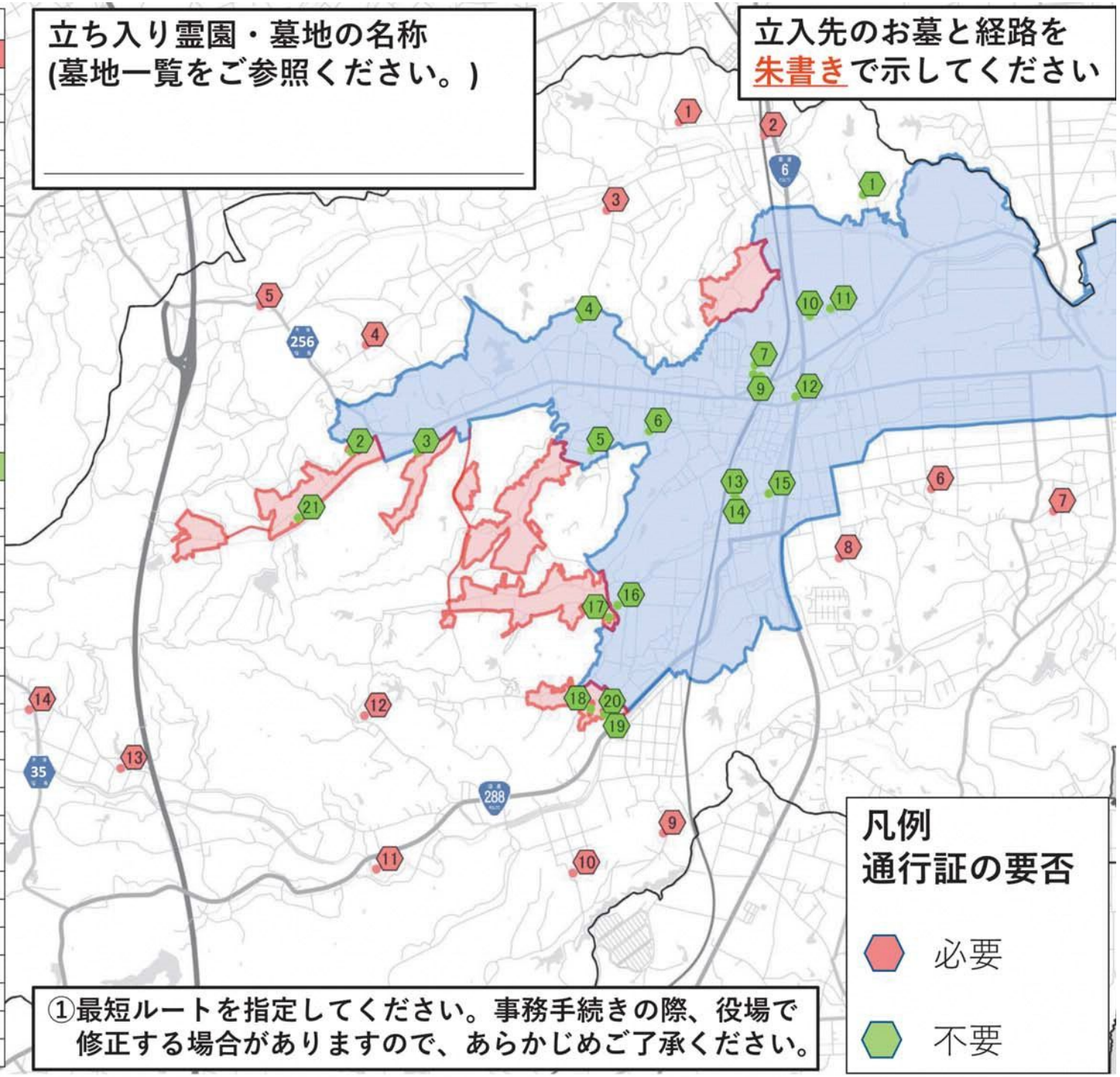
◎お墓参り当日お持ちいただくもの

- 双葉町内お墓参り専用通行証
- 立入者名簿（双葉町内お墓参り専用通行申請書のコピーをお返しします。）
- 立入者全員の身分証明書

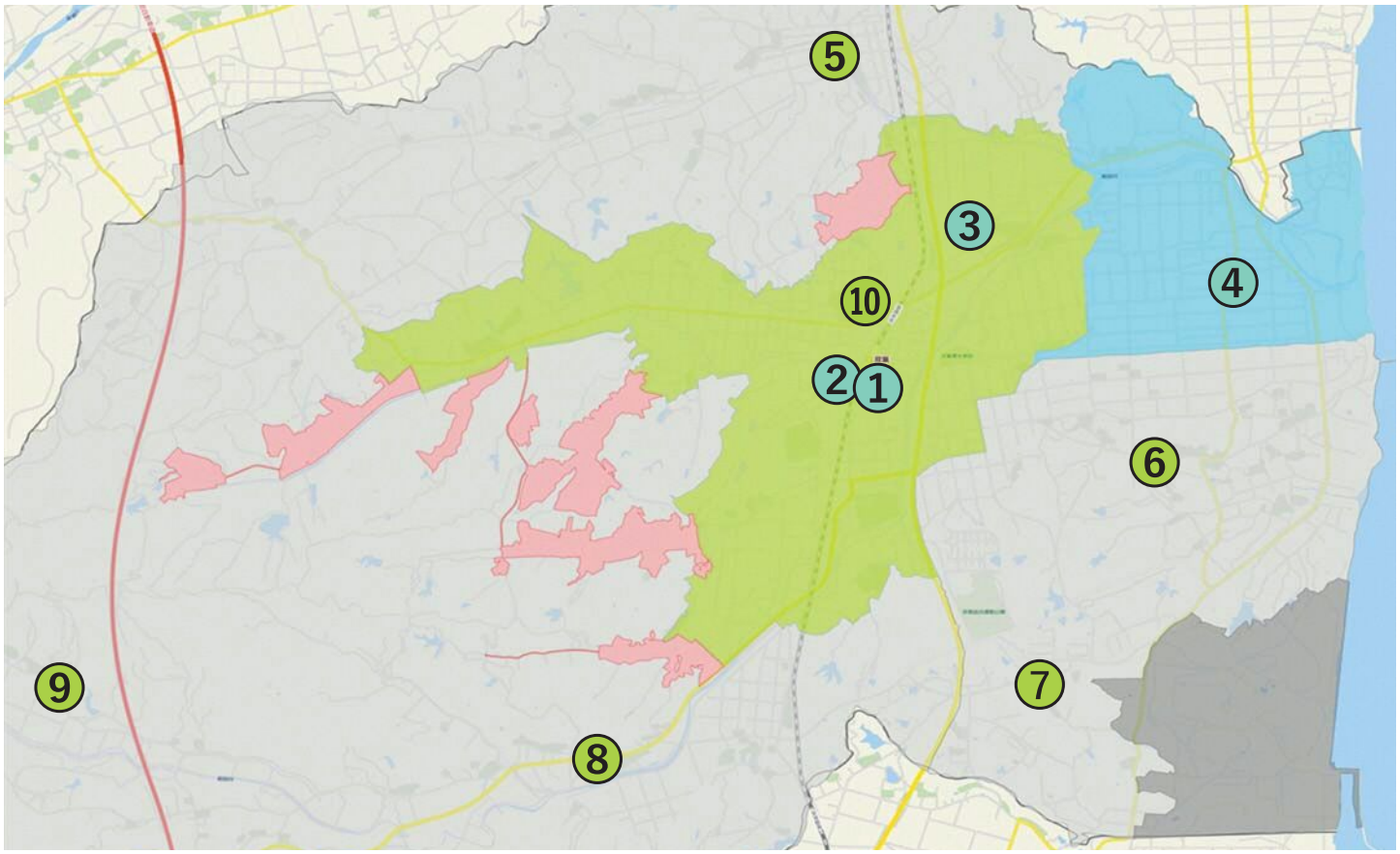
◎注意事項

- 上記内容及び、有人ゲート・無人バリケード開閉スタッフ等の指示に従ってお墓参りをしてください。
- 有人ゲートで上記書類の確認がありますので、忘れずにお持ちください。お忘れになった場合、お墓参りができなくなります。
- お墓参りの際に線香をあげる場合は、必ず消火したことを確認してください。
- 供物や供花等は、墓地荒れの原因となる野生動物の餌となってしまうため、必ずお持ち帰りください。

双葉町内墓地経路図		
No.	申請が必要な墓地一覧	備考
1	鴻草共同墓地	鴻草高田ゲート
2	鴻草墓地	町道109号No. 1
3	渋川共同墓地	鴻草高田ゲート
4	松倉共同墓地	鴻草高田ゲート
5	唐沢共同墓地	県道256号沿い
6	郡山鍛治内墓地	郡山西原ゲート
7	郡山共同墓地	郡山西原ゲート
8	下条共同墓地	高万迫東ゲート
9	山田上の台墓地	山田富沢橋東ゲート
10	山田小豆迫墓地	山田富沢橋東ゲート
11	山田川縁墓地	国道288号No. 46
12	松迫共同墓地	国道288号No. 61
13	石熊下八房平共同墓地	県道35号No. 23
14	石熊南八房平共同墓地	県道35号沿い
No.	申請が不要な墓地一覧	
1	中田共同墓地	
2	上羽鳥共同墓地	
3	上羽鳥反町墓地	
4	羽鳥共同墓地	
5	下羽鳥共同墓地	
6	下羽鳥南菅町墓地	
7	双葉町越田霊園	
8	長塚越田共同墓地	
9	自性院長塚霊園	
10	下長塚共同墓地	
11	双葉町寺内前墓地霊園	
12	長塚町東共同墓地	
13	自性院墓地	
14	新山共同墓地	
15	光善寺墓地	
16	目迫共同墓地	
17	目迫長迫墓地	
18	水沢共同墓地	
19	前田椚内墓地	
20	自性院前田霊園	
21	上羽鳥沢入共同墓地	



双葉町内トイレ設置箇所一覧



① 双葉町役場
※平日のみ



② 双葉町コミュニティーセンター



③ 寺内前霊園



④ 双葉町産業交流センター



⑤ 北部コミュニティーセンター



⑥ 郡山公民館



⑦ 細谷公民館



⑧ 山田農村広場



⑨ 石熊公民館



⑩ 長塚越田スクリーニング場



水洗トイレ　仮設トイレ

※ 工事・メンテナンス等で使用できない場合があります。

※ トイレットペーパーがない場合もありますので、ご自身で用意してください。

連絡先一覧

◎双葉町役場

住民生活課
〒979-1475　福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西７３－４
TEL：０２４０－３３－０１２６　　FAX：０２４０－３３－００８０

いわき支所
〒974-8212　福島県いわき市東田町２丁目１９－４
TEL：０２４６－８４－５２００　　FAX：０２４６－８４－５２１２

郡山支所
〒963-8024　福島県郡山市朝日１丁目２０－２
TEL：０２４－９７３－８０９０

埼玉支所
〒347-0105　埼玉県加須市騎西３６－１　加須市騎西総合支所内
TEL：０４８０－５３－７７８０

◎一時立入り受付コールセンター

ＴＥＬ：０１２０－２２０－７８８（フリーダイヤル）
平 日　８:００～２０:００　　土日祝日　８:００～１７:００

◎双葉警察署

事件・事故　緊急時連絡先：１１０
双葉警察署　浪江分庁舎　０２４０－３４－２１４１

◎双葉地方広域市町村圏組合消防本部

火災・救急　緊急時連絡先：１１９
浪江消防署　０２４０－３４－４１１１

双葉町への立入りのしおり
（第12版）

発行年月：令和７年１１月

双葉町住民生活課

〒979-1475
福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西７３－４
電話：0240-33-0126　ＦＡＸ：0240-33-0080